

ホ 別表に掲げる独立行政法人における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る当該独立行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行うおとする民間事業者に対し移転する事業を行う者

ヘ 公設試験研究機関（地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校を除く。）であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。）を設置する者

ト 試験研究地方独立行政法人（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）のうち同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人以外のものであつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。）

四 申請日において、次のいずれかに該当する事業者（第六号に掲げる者に該当する者を除く。）

イ 常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては、五人。口において同じ。）以下である個人

ロ 常時使用する従業員の数が二十人以下である法人（当該法人に対し中小事業者以外の法人が特定支配関係を持つている場合における当該法人を除く。）

五 申請日において、次のいずれかに該当する事業者（次号に掲げる者に該当する者を除く。）

イ その事業を開始した日以後十年を経過していない個人

ロ 特定法人であつて、その設立の日以後十年を経過していないもの（以下このロにおいて「創業特定法人」という。）（当該創業特定法人に対し特定法人以外の法人が特定支配関係を持つている場合における当該創業特定法人を除く。）

六 申請日において、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第八十三条に規定する認定重点推進計画に基づき同法第八十一条第二項第四号に規定する福島国際研究産業都市区域において事業を行う中小事業者（その特許発明又は発明が当該事業の成果に係るもの（当該認定重点推進計画の期間の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）である場合において、当該事業を行う者に限る。）

別表（第十条関係）

- 一 国立研究開発法人日本医療研究開発機構
- 二 国立研究開発法人情報通信研究機構
- 三 国立研究開発法人酒類総合研究所
- 四 独立行政法人造幣局
- 五 独立行政法人国立印刷局
- 六 独立行政法人国立科学博物館
- 七 国立研究開発法人物質・材料研究機構
- 八 国立研究開発法人防災科学技術研究所
- 九 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
- 十 独立行政法人国立美術館
- 十一 独立行政法人国立文化財機構
- 十二 国立研究開発法人科学技術振興機構
- 十三 国立研究開発法人理化学研究所
- 十四 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
- 十五 独立行政法人日本スポーツ振興センター
- 十六 国立研究開発法人海洋研究開発機構
- 十七 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
- 十八 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 十九 独立行政法人労働者健康安全機構
- 二十 独立行政法人国立病院機構
- 二十一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- 二十二 国立研究開発法人国立がん研究センター
- 二十三 国立研究開発法人国立循環器病研究センター
- 二十四 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
- 二十五 国立研究開発法人国立国際医療研究センター

二十六 国立研究開発法人国立成育医療研究センター

二十七 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

二十八 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

二十九 独立行政法人家畜改良センター

三十 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

三十一 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

三十二 国立研究開発法人森林研究・整備機構

三十三 国立研究開発法人水産研究・教育機構

三十四 国立研究開発法人産業技術総合研究所

三十五 独立行政法人製品評価技術基盤機構

三十六 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

三十七 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

三十八 国立研究開発法人土木研究所

三十九 国立研究開発法人建築研究所

四十 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

四十一 独立行政法人海技教育機構

四十二 独立行政法人自動車技術総合機構

四十三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

四十四 国立研究開発法人国立環境研究所

第二条

特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表第九号中「十一万八千円」を「十三万八千円」に、「七万千円」を「八万三千円」に、「九万四千円」を「十一万円」に、「十萬六千円」を「十二万四千円」に改める。

第一条の二第一号中「次条」を「次条第一項」に改め、同号八及び二中「こと。」の下に「イ又はロに掲げる要件に該当する場合を除く。」を加え、同号ホを削り、同条第二号中「次条」を「次条第一項」に改め、同号ロ中「又はその設立の日以後十年を経過していないこと」を削る。

2 第一条の三に次の一項を加える。

出願審査の請求の請求の金額に十円未満の端数があるとき（特許法第百九十五条第六項の規定の適用があるときを除く。）は、その端数は、切り捨てる。

6 第二項から前項までの規定により算定した出願審査の請求の請求の金額に十円未満の端数があるとき（特許法第百九十五条第六項の規定の適用があるときを除く。）は、その端数は、切り捨てる。

（特許協力量約に基づく国際出願等に関する法律施行令の一部改正）

3 特許庁長官は、特許法施行令第十条第一号から第三号までのいずれかに該当する者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、第一条第二項の表第九号の規定により計算される出願審査の請求の請求の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

4 特許庁長官は、特許法施行令第十条第四号又は第五号に該当する者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、第一条第二項の表第九号の規定により計算される出願審査の請求の請求の金額の三分の二に相当する額を軽減するものとする。

5 特許庁長官は、特許法施行令第十条第六号に該当する者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、第一条第二項の表第九号の規定により計算される出願審査の請求の請求の金額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。

3 特許庁長官は、特許法施行令第十条第一号から第三号までのいずれかに該当する者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、第一条第二項の表第九号の規定により計算される出願審査の請求の請求の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

4 特許庁長官は、特許法施行令第十条第四号又は第五号に該当する者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、第一条第二項の表第九号の規定により計算される出願審査の請求の請求の金額の三分の二に相当する額を軽減するものとする。

5 特許庁長官は、特許法施行令第十条第六号に該当する者から前条第二項の申請書の提出があつたときは、第一条第二項の表第九号の規定により計算される出願審査の請求の請求の金額の四分の三に相当する額を軽減するものとする。

6 第二項から前項までの規定により算定した出願審査の請求の請求の金額に十円未満の端数があるとき（特許法第百九十五条第六項の規定の適用があるときを除く。）は、その端数は、切り捨てる。

（特許協力量約に基づく国際出願等に関する法律施行令の一部改正）

3 特許協力量約に基づく国際出願等に関する法律施行令（昭和五十三年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条を第七条とする。

第三条中「昭和三十五年政令第十六号」を削り、同条を第六条とする。

3 特許協力量約に基づく国際出願等に関する法律施行令（昭和五十三年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条を第七条とする。

第三条中「昭和三十五年政令第十六号」を削り、同条を第六条とする。

3 特許協力量約に基づく国際出願等に関する法律施行令（昭和五十三年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条を第七条とする。

第三条中「昭和三十五年政令第十六号」を削り、同条を第六条とする。

3 特許協力量約に基づく国際出願等に関する法律施行令（昭和五十三年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条を第七条とする。

第三条中「昭和三十五年政令第十六号」を削り、同条を第六条とする。